昭和29年10月15日
第三種郵便物認可

小田原市報

才79号
発行所
小田原市役所
小田原市申1の138
編集兼発行人
浦　實　松
印刷所
宝幸一部三円

市議会九月臨時会

教育委員の選任など二十四件を審議

市議会の九月臨時会が、九月二十六日から二日間にわたって開催され、教育委員の選任について、昭和三十一年度一般会計及び特別会計の追加更正予算など二十四件の議案が提出されましたが、即決されました。

今回開催された臨時会の議案内容は次の通りであります。

◇教育委員の選任について

任期三年満了となった次の委員四名は、いずれも再任されました。

（敬称略）

氏名	住所
関田　一雄	国府津
小林　辰次郎	小八幡
小林　ヒデ	城内
鈴木　ヨシ	城内

◇地方公務員の給与について

地方公務員の給与について、一般職員の給与改定に準じて、市長、助役、収入役、教育長、議長、副議長、議員、農業委員会会長、同副会長、公平委員会委員、同委員長、選挙管理委員会委員、同委員長、監査委員、同委員長の給与について、それぞれ改正されました。

◇教育委員会の組織について

教育委員会の組織について、教育委員会の委員定数を五人から六人に改めるとともに、教育長を置くことができる旨の規定を設けるなど、教育委員会の組織について、所要の改正がされました。

◇農業委員会の定数について

農業委員会の定数について、現在の定数三十人を二十六人に改めるとともに、農業委員会の選挙区について、従来の一区から三区に改めるなど、農業委員会の組織について、所要の改正がされました。

◇農業委員会の選挙について

農業委員会の選挙について、選挙人名簿の調製、投票所、開票所の設置、選挙人の投票の方法、選挙の立会人、選挙の効力に関する異議の申立、選挙の効力に関する訴訟、選挙の費用、選挙運動の制限、罰則など、農業委員会の選挙について、所要の改正がされました。

◇農業委員会の報酬について

農業委員会の報酬について、会長一日分金二、〇〇〇円、会長職務代理者一日分金一、六〇〇円、委員一日分金一、四〇〇円、ただし、地方公務員の給与改定に準じて、会長一日分金一、八〇〇円、会長職務代理者一日分金一、六〇〇円、委員一日分金一、四〇〇円と改正されました。

◇農業委員会の事務局職員について

農業委員会の事務局職員について、農業委員会の事務局に、局長、書記長、書記を置くことができる旨の規定を設けるなど、農業委員会の事務局職員について、所要の改正がされました。

◇農業委員会の選挙区について

農業委員会の選挙区について、市内を次の三区に分けることとされました。

第一区　国府津、下新田、酒匂、小八幡、城内、本町、寿町、浜町、栄町、緑町、新玉町、入生田、荻窪、久野、下曽我、上曽我、曽我別所、曽我谷津、曽我岸、曽我原、曽我大沢、曽我山、曽我谷、曽我岩、曽我谷津、曽我岸、曽我原、曽我大沢、曽我山、曽我谷、曽我岩

第二区　下府中、上府中、中里、東町、南町、北町、城山、荻窪、久野、下曽我、上曽我、曽我別所、曽我谷津、曽我岸、曽我原、曽我大沢、曽我山、曽我谷、曽我岩

第三区　下府中、上府中、中里、東町、南町、北町、城山、荻窪、久野、下曽我、上曽我、曽我別所、曽我谷津、曽我岸、曽我原、曽我大沢、曽我山、曽我谷、曽我岩

◇農業委員会の委員の選挙について

農業委員会の委員の選挙について、選挙人名簿の調製、投票所、開票所の設置、選挙人の投票の方法、選挙の立会人、選挙の効力に関する異議の申立、選挙の効力に関する訴訟、選挙の費用、選挙運動の制限、罰則など、農業委員会の選挙について、所要の改正がされました。

◇農業委員会の委員の定数について

農業委員会の委員の定数について、現在の定数三十人を二十六人に改めるとともに、農業委員会の選挙区について、従来の一区から三区に改めるなど、農業委員会の組織について、所要の改正がされました。

◇農業委員会の報酬について

農業委員会の報酬について、会長一日分金二、〇〇〇円、会長職務代理者一日分金一、六〇〇円、委員一日分金一、四〇〇円と改正されました。

◇農業委員会の事務局職員について

農業委員会の事務局職員について、農業委員会の事務局に、局長、書記長、書記を置くことができる旨の規定を設けるなど、農業委員会の事務局職員について、所要の改正がされました。

◇農業委員会の選挙区について

農業委員会の選挙区について、市内を次の三区に分けることとされました。

第一区　国府津、下新田、酒匂、小八幡、城内、本町、寿町、浜町、栄町、緑町、新玉町、入生田、荻窪、久野、下曽我、上曽我、曽我別所

新しい村づくり」の特別助成事業決る

電源開発調整審議会（会長＝池田勇人通産大臣）は、昨年度に引き続き、今年度も、電源開発促進税法に基づく特別会計の電源開発促進対策費から、次の通り特別助成事業を決定しました。

◇山間僻地開発特別助成事業
（事業主体＝国）
第一年度＝二億三千万円
第二年度＝二億三千万円
第三年度＝二億三千万円
（事業主体＝県）
第一年度＝千百万円
第二年度＝千百万円
第三年度＝千百万円

◇補助単独事業
（事業主体＝国）
第一年度＝二億三千万円
第二年度＝二億三千万円
第三年度＝二億三千万円
（事業主体＝県）
第一年度＝千百万円
第二年度＝千百万円
第三年度＝千百万円

◇開発地域振興事業
（事業主体＝国）
第一年度＝千百万円
第二年度＝千百万円
第三年度＝千百万円

◇開発地域振興調査事業
（事業主体＝国）
第一年度＝千百万円
第二年度＝千百万円
第三年度＝千百万円

◇開発地域振興施設